

拝啓

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年六月十七日に、公職選挙法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）が成立し、六月十九日に公布されました。

改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、「年齢満二十年以上」から「年齢満十八年以上」に改めることとされ、本年夏に行われる参議院議員通常選挙から適用される見込みです。

改正法の施行に当たっては、この改正による選挙権年齢の引下げが、選挙制度改革の中でも非常に大きな改正であることを踏まえ、新たに投票の権利を得る若者の政治意識の向上に取り組むとともに、広く国民に対して周知を図ることが重要となります。

このことを踏まえ、総務省においては、政治や選挙に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」を作成し、すべての高校生に配布したほか、全国でシンポジウムなどの開催やポスター・リーフレットを大学等に配布するなど、周知啓発に取り組んでいるところです。

さらに、学生のみならず既に就業している若者についても、周知啓発を図ることが必要であり、行政や教育機関のみならず、様々な主体による社会全体での取組が重要となっております。

貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、政治参加の意識向上と制度周知を図るため、各会員に対する働きかけについて、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、各会員に都道府県及び市区町村の選挙管理委員会から協力依頼があつた場合にも御協力いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

敬具

平成二十八年二月十六日

総務大臣

高市早苗

(各経済・労働団体会長) 殿